

介護保険



住宅改修費の支給が受けられます

―心身の機能が低下して介護が必要となつてからも、できるだけ住み慣れた家が家で暮らしたい―

そのためには、要介護者や要支援者の自立を助け介護者を支援するよう、住まいを安全で使いやすく整えることが必要です。

介護保険制度では、在宅サービスのひとつとして、「住宅改修費の支給」があります。

どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護（要支援）認定者で、心身の状況や住宅の状況から改修が必要と認められた人が対象となります。

【重要】

※住宅改修する前には、必ず町に事前申請をして審査を受けてください。
工事完了後、保険給付の対象と認められる場合に支給します（事前の着工は支給対象となりませんので注意してください）。

どんな改修ができるの？

介護保険の給付対象となる住宅改修の種類は次のとおりです。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸などへの扉の取り替え
- (5) 和式から洋式便器などへの便器の取り替え
- (6) その他(1)から(5)の改修に付帯して必要となる工事

いくら支給されるの？

要介護度に関わらず、支給対象費用の限度額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割が介護保険から支給されます。利用できるのは、原則として現在の住まいについて1回です。

いったん改修費用の全額を利用者が負担し、保険給付分が後から支給されます。

※住宅改修施工業者は町内外を問いません。

※経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業(右の6ページ)との併用はできません。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当

☎ 6501 有線 57788

開設



特設人権 なんでも相談所

平成22年度から「特設人権なんでも相談所」が開設されます。この相談所は、人権擁護委員の町内における新たな活動として、平和堂日野店の協力を得て取り組まれます。

なお、従来の社会福祉協議会の「よろず相談」での取り組みも引き続きされていますので、どちらもお気軽にご利用ください。

●開設場所 平和堂日野店3階

●開設日時 毎月第2土曜日

午後1時30分～4時

※ただし、6月は6月1日(火)、8月は8月7日(土)、12月は12月4日(土)に変更します。

●相談員 町内の人権擁護委員

☆相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先

大津地方事務局 彦根支局

☎ 074912210242

企画振興課 企画人権担当

☎ 6552 有線 58963

年間を通じて法務局の常設人権相談所、法務局に設置された専用相談電話『子どもの人権110番』(全国共通フリーダイヤル ☎ 0120-007-110) や『女性の人権ホットライン』(全国共通 ☎ 0570-007-810)、特設人権相談所などで相談を受け付けています。

「これは人権問題ではないだろうか」「どこに相談すればいいのだろう」など困ったことがあれば、まずは人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

人権擁護委員とは？

法務大臣が委嘱した民間の人たちです。日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられています。